○会計検査院規則第五号

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年四月一日

会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局定員規則（昭和二十九年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

「千二百五十八人」を「千二百五十四人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○説　明

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則について

1　平成二十六年度予算において、会計検査院事務総局職員の定員が千二百五十八人から千二百五十四人に四人減少することから、所要の改正を行うものである。

2　この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照

◎会計検査院事務総局定員規則（昭和二十九年会計検査院規則第三号）

傍線部分が改正箇所

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 会計検査院事務総局の職員（非常勤職員、休職者、国際機関等に派遣されている職員及び育児休業をしている職員を除く。）の定員は、千二百五十四人とする。 | 会計検査院事務総局の職員（非常勤職員、休職者、国際機関等に派遣されている職員及び育児休業をしている職員を除く。）の定員は、千二百五十八人とする。 |